

【 説明会からの修正 】

12月1日に説明させて頂きました内容の一部を下記のとおり訂正します。

【誤】12月1日説明会時

【正】今回訂正

4. 平成30年度発注者支援業務等における要件等

4. 平成30年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○類似

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援		○	●○	○	○
公物管理補助		●○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	●○ 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業		○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事（監理技術者）		○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

44

業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援		○	●○	○	○
公物管理補助		● 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	● 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業		○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事（監理技術者）		○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

44

※分類表内の公物管理補助の業務実績があった場合、河川巡視・堰等管理については、『同種もしくは類似扱い』となる表になっていたが、『同種扱い』のみが正しいため訂正します。

【 説明会からの修正 】

12月1日に説明させて頂きました内容の一部を下記のとおり訂正します。

【正】今回訂正

【誤】12月1日説明会時

4. 平成30年度発注者支援業務等における要件等

<用地事務補助業務>

業務区分	要件
用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

32

P29の後に移動

4. 平成30年度発注者支援業務等における要件等

<用地補償総合技術業務>

業務区分	要件
用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

33

4. 平成30年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

〔発注者支援業務等〕 <発注者支援業務>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

30

※業務名称に誤りがあったため、訂正します。

※点線枠内の説明書箇所は発注者支援業務の説明であり、用地補償総合技術業務の説明と勘違いされる可能性があるため、P29の後に移動します。(1ページ追加になります。)